

## 平成29年7月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成29年7月27日(木) 午前10時00分～午後2時03分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 生涯学習課長 後藤 勝義

生涯学習課参事 宮垣 義隆 ほか担当職員

○ 審議内容

### 議案第22号 守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第22号「守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして、説明申し上げます。

同規則は守口市教育委員会の権限に属する事務について地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長の補助機関である職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めた規則でございます。今回、平成29年6月市議会において平成30年度をめどに守口市生涯学習情報センター内に図書館法に規定する図書館を設置する計画が示されたことから、生涯学習情報センターの所管課である市民生活部生涯学習課に社会教育施設に関する事務を補助執行させるため、同規則の改正を行うものであります。

第2条第2項第1号の後ろに第2号「社会教育施設に関すること」を追加し、第2号から第7号まで順次繰り下げようとするものでございます。なお、規則におきまして施行日

を公布の日からとしようとするものです。

以上、まことに簡単な説明ですが、御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いたします。

**【審議状況】**

○委員 現在、守口市には図書館がないわけですが、図書館に準ずるようなものはございますか。

○事務局 生涯学習情報センターに1室図書室がございます。あと文化センターに1室、それと各コミュニティ施設の10館1分室にそれぞれ図書室がございます。

○委員 図書館はどこにできる予定でございますか。

○事務局 まだ検討段階でございますので、正式に決まりましたらお諮りしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員 今、図書室があるということでしたね。図書室と図書館の違いというのは何なんでしょうか。

○事務局 図書館と図書室の違いというのは、図書館といいますと社会教育施設になるというその違いだけで、以前はいろいろな規制がありましたが、今は大分緩和されてきて、現在の図書館法でいきますとその部分だけで名前が変わるというだけでしかありません。

○委員 その図書室の利用状況はどうなってますか。

○事務局 全体でよろしいでしょうか。全体の利用者は延べ人数にしますと年間22万人程度でございます。

○委員 よく使われているというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○事務局 北河内7市で比較しますと7市では最低レベルということになっております。

○委員 これはいわゆる社会教育の補助執行ということで市長部局にいつてるわけですが、最終的に教育委員会に残るのは何なんですか。

○事務局 最終的に残る権限といたしましては、図書館の設置もしくは廃止についての意見案は教育委員会にて決めていただくという形になります。

○委員 社会教育施設として一般市民の方が利用される図書館ということだろうと思うのですが、学校教育で使ういわゆる学校図書館ですね、学校図書館の状況について少し補足して説明していただきたいんですが、先ほど生涯学習情報センターであるとか文化センターであるとか、あるいはコミュニティセンターにあるということだったんですが、学校の生徒さんですね、児童・生徒がこれを使用するということは何ほどの程度あるのか。それぞれの学校にある学校図書館は当然使うということになりましょし、教科の指導で先生

方が図書館に子供たちを連れて行って使うということは当然あるわけですが、地域にあるというこの図書館を学校の子供たちが使うということについては、どの程度の方が把握できているのか参考に教えていただけませんか。

○事務局 平日でございますけども、ルームのほうでは10名前後が勉強しているという状況で、土・日曜日になりますと高校生も来館し、3、40名が学習室等で勉強しているという状況でございます。

○委員 どうぜん子どもたちの趣味として一般の図書館は使えるわけですから、そういう状況で多いときでも3、40名ぐらいかもしれませんけれども、新しくできる図書館についても利用されるということだと思えますから、図書を選定される折には子供たちが使えるような図書の配備といたしますか、置いていただけるような御配慮もいただけたらというふうに思います

○上記質疑の後、原案通り可決

○ 審議内容

**議案第23号 平成29年度実施 守口市立学校管理職選考第一次推薦について**

秘密会にて会議録なし

○ 審議内容

**議案第24号 平成30年度使用守口市立学校教科用図書の採択について**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは議案第24号「平成30年度使用守口市立学校教科用図書の採択について」説明をさせていただきます。

本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用している教科用図書は、平成26年度に守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき採択し、平成27年度より使用しているものでございます。また、本市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用しております教科用図書は平成27年度に同規則に基づき採択し、平成28年度より使用しているものでございます。

使用教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法施行令第15条の規定により義務教育諸学校において使用する教科用図書につきましては、政令で定めるところにより政令で定める期間である4年間は

毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

よって平成30年度守口市立学校において使用する教科用図書につきましては、議案書5ページの一覧のとおりとなっております。

なお、平成30年度より新たに教科となります道徳の教科書につきましては、後の議案第25号で御決定いただくものとさせていただきます。

雑駁で簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 後ほど道徳については採択をして来年度から使うということになりますが、今のお話ですと4年間使うということだったら道徳だけはほかの教科と違って、来年を初年度として4年間という認識でいいのでしょうか。その点だけお願いします。

○事務局 法令に基づきますと4年間使用ということになっておりますが、現在、新学習指導要領の改訂も行われておりますので、その辺は動向も踏まえて対応していきたいと考えております。

○委員 ということはですね、国語から保健までの平成27年度から使用している教科書は平成30年度までで4年間になりますね、その次のところではもう一度これを採択することなんですか、あるいは指導要領の改訂があって、その時期に合わせてその間残った部分については継続するのか、あるいは再度採択をしないのかというあたりですね。道徳は来年から始まるということだからということにはわかったんだけど、これらについては来年30年度が最後になって再度採択のしないかという部分について補足をお願いします。

○事務局 平成32年度に新学習指導要領、小学校が完全実施されますので、平成31年度に小学校の教科書全て採択されるというふうに認識しているところでございます。

道徳につきましては31年度、同時に全て採択されるというふうに。

○委員 じゃあ今採択されているこの平成27年度から27、28、29、30と4年間これを使った後の31年度に32年度以降の教科書を採択するとしたら31年度だけ1年間どうするのというところをもう一度補足してください。

○事務局 31年度につきましては4年間ということで新たに採択をするということにはなっていますが、その辺も国のほうの動向も踏まえて対応していきたいというふう

に考えております。また、1年間の扱いにつきましても、国のほうの通知等を踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

○上記質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第25号 平成30年度使用小学校教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、選定の経緯につきまして説明をいたします。

まず、答申の作成に当たりましては、教育長からの諮問にあります守口の教科書採択における基本的な5つの視点。（1）自己をみつめながら道徳的価値の意義及びその大切さを理解することができる工夫がある。（2）問題解決的な学習や体験的な学習を通して物事を多面的・多角的に考える工夫がある。（3）生き方の課題を考え、それを自己の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができる工夫がある。（4）考えたり発表をする場面でのICTを活用した例示、デジタル化した資料の添付、デジタルコンテンツの活用等ICT活用の工夫がある。（5）小中のつながりを意識して9年間の学びの系統性を考慮した記述の工夫がある。という視点等、守口市の子供たちの実態や地域性等も十分に考慮いたしました。

また、調査員が綿密に調査・研究を行った調査報告書を十分に活用し、さらに、府の選定資料や教員や市民の意見を踏まえ、これらを総合的に協議し答申を作成、提出いたしました。

過日開催されました選定委員会においては、調査員による調査・研究の報告をもとに本市にふさわしい教科書についての検討がなされました。各選定委員からは全ての発行社の教科書についてその内容、並びに今後求められる道徳の授業づくり等に係る工夫について意見が交わされ、その中でより多くの肯定的な意見が出された3社の教科書が守口の児童が使用するのに最もふさわしい教科書として選定されました。

それでは、3社の教科書について選定委員会で出ました主な意見を説明いたしますので、教科書を御参照いただきながらお聞きください。

まず、東京書籍でございます。いじめ問題に対して2つの教材を続けて扱う「いじめの

ない世界へ」が全学年に取り上げられております。

例えば、6年生の目次をごらんください。55ページから61ページのハトのマークがある部分にいじめのない世界へが明記されております。このいじめのない世界へでは、いじめを直接的に取り扱った教材と、また、間接的な教材を取り扱いさまざまな道徳的価値に迫ることでいじめをしない、許さない心を育むよう工夫されております。

また、6年生186ページを御参照ください。これからも輝く自分には、1年間を振り返るとともに児童が中学生になる自分にも目を向けられるよう工夫がされております。

同様な工夫につきましては、1年生の2ページを恐れ入りますが御参照ください。こちらについても道徳の学習に入る最初に、入学前のことについて触れながら1年生の学習につながるよう工夫がなされております。

東京書籍に関する主な意見は以上でございます。

続いて、日本文教出版でございます。

恐れ入りますが、どの学年でも結構ですので目次をごらんください。目次において人とかかわり、いじめをなくすためになどが明記されているので、児童が見たときにどのような内容について学んでいるのかがよりわかりやすいよう工夫がなされております。

また、4ページをごらんください。こちらでも全ての学年で4ページ目が道徳の学び方となっております。学習する児童、指導する教員にとって初めて教科として道徳の授業を行う中で、発達段階に応じた議論の仕方や体験的なことをやってみようなど児童、教員どちらにとっても道徳の学び方をイメージしやすい工夫がなされております。

日本文教出版に関する主な意見は以上でございます。

最後に光文書院でございます。

光文書院につきましては、6年生の23ページを御参照ください。子どもたちがこういう場面でどのように接したらいいのかを書くところが設けられており、ソーシャルスキルを身につけるという視点での工夫がございます。

また、次に1年生の116ページを御参照ください。ページの下にありますキャラクターの問いかけが教材を読む際、児童の目に自然に入るので各児童が考えながら読み進めていくことができる工夫がなされております。

光文書院についての主な意見は以上でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、最もふさわしい教科書として選定された3社の

教科書の説明とさせていただきます。

【審議状況】

○委員 道徳の教科書というのが教科としても初めてだし教科書をつくるということ自体が初めてで、それぞれ工夫を凝らしてつくられてるんだろうなというふうには思いましたが、実際現場で道徳という教科で年間35週の中で教えるということになったら教科書はどのような使い方をされるのか、ほかの教科なんかと比べてどんな使われ方をするんだろうなというのは、ある程度任されてる部分もあるんだろうと思うので、どのようにお考えなのかを最初にちょっと聞かせていただけませんか。

○事務局 道徳の教科書ですが、他教科の教科書と同様に授業の中では主たる教材として教科書で指導するようになります。

○委員 それと関連して続きで、主たる教材としてこの教科書を使うということになると、それを実際に使われる現場の先生方がやはり使いやすいかどうかというようなことなども当然大事な観点と思うのですけれども、具体的にどの教科書にするのが適当であるかということをしていろいろ調査、研究をしていただいたわけですから、その現場の先生方の思いとしてどのような意見があったのかというあたりについて教えていただけませんか。

○事務局 道徳教科書は今回初めて出たということでございまして、これまでも読む用の教材等で使われてはきましたが、検定教科書ということで質の高い教材等工夫されているということに加えて、どの教科書にも学び方等、そういった内容も書かれております。また、評価という視点からも別冊にノート等がつけられるなど子どもの成長を把握できるような工夫も各社されているというふうに認識をしているところでございます。

○委員 どの教科書も学習指導要領に従ってつくられていると差はないということですよ。その中で特徴というのがどこにあるかということになってこようかと思うんですけども、その辺の評価というのは何かありましたか。

○事務局 例えばですが、この視点(1)となっております自己を見詰めながら道徳的価値の意義及びその大切さを理解することができる工夫があるか、との項目について調査員からの報告では、例えば東京書籍につきましては、設問は心情理解ではなくどんなことを考えていたでしょうというような、その1時間の本質を考えさせるような問いになっています。これが例えば5年生の44ページなどに見られます。

また、日本文教出版では同様の視点での工夫につきましては、5年生の35ページをごらんいただけますでしょうか。考えてみようでは、どうしてだろうという設問で心情理解になっていないのでわかりやすいというような意見も出ております。

最後に光文書院につきましては、3年生の105ページ。この問いかけが、こちらも心情理解ではなく行動に対しての設問でわかりやすいということで、先ほど申しあげました道徳的価値の意義、その大切さを理解する、それを指導する際に心情理解にとどまらない、直接的な設問があって指導しやすいというような意見が出ております。

○委員 絞られた3社ともそれぞれのテーマごとに「どんなことを思いましたか」とかそういう設問があるんですが、日本文教出版はそれを具体的に別冊という形で字数を制限して書かせるツールがあるんですけども、ほかの2社は、ここに用意されていないということは別冊はないんですね。いかがでしょうか。

○事務局 光文書院、東京書籍につきましては、別冊はついておりません。

○委員 たしかにこのノートがついているということは非常に便利であるし使いやすいけれども、反面重たさとか、なくしてしまうといろんなデメリットも当然出てくるだろうとは思いますがね。だからその辺も考えながらいかななくてはいけないと。

○委員 1年生から結構途中ぐらいから書かせるようにしてますね。最初はマルとかバツとか書くだけなんですけどね。

○委員 学習指導要領に沿って編集されて検定をみんな通った教科書ですから、それぞれを何回か読ませていただいたんですけどもそれぞれに工夫があって、決定的にこれというのはなかなか決めにくいという部分もあったんですけども、個別に教える対象となるような事柄というのは、ほぼよく似ている部分があるんですけども、ある程度際立ってここはこういうことを主たる狙いとしてつくってありますよとか、ある程度まとまって学年をそれぞれ進んでいく中で、1つのテーマを6年間繰り返し教えることによって、そのことを徹底するとかという意図が見えたり編集の意図が学校現場の先生方がある程度使いやすいという配慮が比較的なされているところと、網羅的にいろいろしてあるところとに分かれるなというふうに思ったのが一つ、もう一つは、今話が出ましたけどやはり重いか厚みこうして並べてみたんですけど、やはり少し分厚さが違うとか、あと大きさがこういうふうにすると違うわけで、ランドセルに入れる場合のこととかいろいろあるんだろうと思うんですけども、そういうことも高学年になればそれほどでもないかもしれませ



んが、低学年の場合はこれだけ一冊というわけにはいかないわけですから、やはりそういうことを考えると、そんなささいなことという言い方もできないことはないかもしれませんが、低学年の子どもたちに対する配慮というのはやはり子どもたちが毎日忘れずにきちんと時間割りに合わせて持って行ってという、そういうことをきちんと身につけるということも大切なことだという中では、そういう配慮も必要ではないかなという思いもしました。

それから、ほかの教科と違って道徳という初めてのことでありますけれども、内容的なことが比較的すばつと割り切れるようなそういう類いのものでない部分を含むだけに、教えていただくそれぞれの先生方の力量にもよるところが多分にあるという意味で、現場の先生方が使いやすいと思われるものについて我々としてはできるだけ配慮したらいいのではないかということで、先ほど皆さん方が推された3つを中心に考えていこうということに賛同したんですけれども、それ以外に先ほど参考資料として見せていただいたら、個々人が教科書を見に来られていろいろ書いておられる部分というのがあるんですね。そういうのを読ませていただくと、やはりそれぞれ道徳という教科の難しさであったり、あるいは思想心情にかかわるようなことというのが背景にあっているいろいろ言っておられるというようなものも見えるところからして、学校で教えられる場合に特段これは余りよくない、あるいは偏ってるのではないかみたいなそういう部分というのはできれば避けたほうがいいのではないかという思いがありました。

そのようなことを考えて選んでこられた教科書は、ある意味私はこれがいいんじゃないかなと思ってたのを含んでいましたので、基本的にはほぼ自分の思ってたことに近い、そのとおりになるかはともかくとして、そういうような視点も入っているんだろうなというふうに思いましたので、どれが選ばれても特段問題はないのかなという気はします。

ただ、別冊云々という話については賛否両論がいろいろ出てくるところで、一つは2冊になると量的な部分でいうと多くなるところをどのように評価するか意見が分かれるというのは確かにあって、ほかの教科書採択を昨年、一昨年と小・中学校やりましたけれども、そのときもそういう意見も出ました。やはり無視できない部分であるのかもしれないというのは改めて思いましたので、そういう点も配慮して今後考えたいというふうに思います。これが、今までに関する感想の部分なんですけど、あともう視点（4）ですね、ICTを活用してという部分がありますけれども、本市の場合はICTが比較的進んでいるとい

う部分がありますから、それをもっと活かすようなことができるようなものであればなおいいなというふうに思いますので、そういう視点を加えた場合にどうなのかという、特にこの3社ということで結構でございますので、そこらあたりについて説明をしていただければならありがたいなというふうに思いますので、その点をお願いしたいと思います。

○事務局 調査員の報告書から申し上げさせていただきます。まず東京書籍なんですが、挿絵等がたくさん入っておりまして、わかりやすく、またその表情がいいということで書画カメラ等で映したときに映しやすいという意見がありました。

日本文教出版ですが、こちら目次のほう開いていただきますと緑の部分にパソコンマークがありまして、こちらでパソコンやインターネットを使ってさらに学習を深めるマークが入っているという御意見がございました。デジタル教科書については全社とも出る予定でございます。

○委員 デジタル教科書は3社ともつくられる予定なんですね。

○事務局 3社とも発行予定でございます。

○委員 それでは視点の5つ、(1)と(4)を聞いたわけですかね。視点(2)の問題解決的な学習や体験的な学習を通して物事を多面的、多角的に考える工夫があるかと、これは3社についてはどうですか。

○事務局 視点(2)に関しまして、まず、東京書籍の3年生、30ページのほうをお開き願えますでしょうか。こちらも調査員や選定委員の意見としまして、いじめを取り扱った教材になるんですが、次のページの32ページの部分で最後に先生のほうが手紙を渡して、紙に書いてくださいというような、その後で話し合えよう。紙を配った場面で終わるような教材となっております。こういった点で問題解決的、自分たちで考えていくような工夫がされてるという意見がありました。

○委員 生き方、課題を考え、それを自己の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができる工夫がある。これはどうですか。

○事務局 東京書籍のほうから見ていきたいと思います。3年生48ページ。こちらも調査報告書からですが、48ページの教材の最後、51ページ、この教材が終わった後につながる、広がるという部分があるんですが、こちらで各教科等との関連が図られているという意見がありました。

次に、日本文教出版でございますが6年生の別冊ノートのほうの5ページでございます。

こちら調査員の報告からですが、自分の生活について考えるような書く部分があるという意見が出ております。

○委員 小中のつながりを意識して9年間の学びの系統性を考慮した記述の工夫がある。

守口市は、9年間のつながりということを非常に大事にしていくということで義務教育学校までつくったわけですから、その辺の関係はどうですか。

○事務局 東京書籍に「中学生になってからの自分」、また1年生の初めに「就学前の自分から学習がつながっているよ」、そういう工夫がなされているとの意見が出ておりました。

○委員 本の大きさについて出てましたけども、これはほかの教科書と比べてどうなんでしょうか。

○事務局 現在使っております小学校のほかの教科書と比べますと、例えば、国語であったり算数であったりですとB5サイズといいまして、これより少し小さいサイズになっております。高さはこの東京書籍と日本文教出版の同じ高さになるんですが、ちょっと横幅がこれがA判ということで大きくなっております。

また、光文書院に関しましては、A4判の少し小さ目の大きさとなっておりますので、他教科と比べますと少し大き目のサイズとなっております。

○委員 視覚的なことなんですが、イラストや写真を各者工夫して使っているように思いますが、何かその面でコメントがございませうか。

○事務局 選定委員会の中でございませうが、保護者代表として御参加いただいております委員のほうからは、イラスト等についての御意見がございましたが、議論としましては最終的に教材の内容、そこを重視すべきなのではないかというような御意見でまとまっております。

○委員 それぞれが工夫してつくっておられるわけだから本当甲乙つけがたいというか、なかなか選ぶのが難しんですけども、その中で出版社のほうで教科書をつくる際にこういうところに力を入れてこういう特色でつくったというような趣意書というか、そういうふうな部分があるのではないかというふうに思うんですが、それを参考にちょっと教えていただけませんか。

○事務局 東京書籍でございませうが、編集趣意書のほうにはよりよく生きようとする心

を育てる教科書、2点目として確かな道徳性を育てる教科書、3点目といたしまして主体的に学習に取り組む態度を育てる教科書、この3点が挙げられております。

また、光文書院におかれましては、編集趣意書からは、まず見通しをもって自主的、主体的な学習に取り組むためにというのが挙げられております。また学習効果を高めるための工夫、あるいは多様な教材の開発等編集趣意書のほうに挙げられております。

また、日本文教出版でございますが、方針としてまず一つ目は自ら考えたいくなる児童の主体的な学びをサポートする、二つ目として授業に躍動感をということで対話と学び合いのある道徳科の時間を目指されている、三つ目といたしまして社会に根差した道徳教育ということで、社会的課題にしっかり対応し深い学びを提供するという方針で作成されているというふうに編集趣意書には書かれております。

○委員 各社三様にいいところあるんですけども、この調査員の方の特記事項で日本文教出版がパソコンやインターネットマークで学習を深めることができると書いてあるんですけど、光文書院さんで付録の教材が充実しているという特記事項があるんですけど、1年生に載ってるんですけど、これ普通のただの文というか物語になってるんですけど、ページでいうと132ページから148ページ、これが付録になるんですか。

○事務局 道徳が年間35時間ということで35個の教材がありまして、その後さらに付録として5つの教材という。そのような付録という意味でございます。

○委員 ユニバーサルデザインを意識してやっぱり支援教育という視点というのが非常に重要だというふうに思ってるんですけども、各社ともされてるとは思うんですがどうでしょう。

○事務局 各者とも文字の大きさや色使いなどは工夫がされているんですが、3社のうち東京書籍、日本文教出版については著作権の覽に特別支援教育に関する校閲をしたものの氏名が明記されております。

○上記質疑の後、投票にて東京書籍に決定した。

○ 審議内容

議案第26号 平成30年度使用学校教育法附則第9条による一般図書、（拡大教科書）の採択について

【説明要旨】

○事務局　それでは、議案第26号「平成30年度使用学校教育法附則第9条による一般図書、（拡大教科書）の採択について」説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書8ページを御参照いただきますようお願いいたします。

平成30年度に本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法施行令第15条に基づき、先ほど議案第24号並びに第25号により採択いただいたところでございますが、今年度より既に守口市立学校の支援学級に在籍する児童のうち視覚障害を有し、その障害の状況と保護者の要望により当該児童に対する教育目標を達成する上で学校教育法附則第9条に基づき当該学年使用教科用図書と同内容の一般図書、拡大教科書を使用している児童が1名ございます。

これまでの当該児童の実態を十分に鑑みながら当該校、保護者とが検討を重ねる中で、平成30年度に使用することが適当と考えられる教科書が一覧に示させていただいております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員　平成29年度にも実際に使ってらっしゃるんですね。それとフォント数は変わらないということで、これが使いやすいという保護者の方からの意見でよろしいですか。

○事務局　保護者とも連携しましてこのポイントでということで調整させていただいております。

○委員　拡大教科書ということですから、文字のサイズが26ポイントで大きいと。それ以外の部分に関して例えば色の問題とかそういうようなことは特別に何か別途につくってあるようなそういうものがあるとかいうものはないんですね。文字の大きさだけの問題でよろしいですか。

○事務局　拡大教科書と申しますのは、弱視児童・生徒さんのために文部科学省の決定済み教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行されているものでございますので、ただいまの御質問につきましてはあくまでも拡大したものというふうに認識いただければと思います。

○上記質疑の後、原案通り可決